

なり

此の年試問信三三名に於て全千五百円を解雇手当並年試費用

として支給せらるる

又十名に優遇者ハ十月一日より就業せしめらるる

石炭業會の待遇ニ関するハ五名迄は解雇手当規程に設け調停者

諭里柳松外一名ハ責任を以て十月一日より解雇せしめらるる

又右金子ノ受渡兼解雇者氏名発表ハ十月二十日午後五時迄の

限に於て行はるる

ハ解雇手印書ハ労資双方協議の上共同手印としてしるる